

論説

レイモンド・トレス

国際労働研究所所長

世界経済は刺激策によって金融危機から回復しつつある

世界経済は回復傾向の兆しをみせている。現在 IMF の推定によると、2010 年の経済成長の伸びは 3% 以上であり、その牽引役となっているのが、ブラジル、中国、インドである。さらに本報告書は、雇用喪失が過去の経済危機の体験に基づいて予測していたよりも少なかったことを示している。実際、金融危機が始まってから各国政府がとった刺激策により、第二の大恐慌はおそらく免れたといえよう。

しかし、雇用危機は決して終わっていない

このように大きな成果はあったものの、世界的な雇用危機は終わっておらず、適切な措置が講じられなければ、さらに悪化するおそれもある。

第一に、失業者の数値が示すよりも、雇用危機の規模ははるかに大きい。第 1 章で示すように、データの入手が可能であった 51 カ国では、金融危機が始まった 2008 年 10 月以降、少なくとも 2,000 万人の雇用が失われた。しかし、失業問題は雇用危機のひとつの局面にしかすぎない。すなわち、現在さらに約 500 万人の労働者が職を失う危機に瀕している。需要や生産高が急激に減少したにもかかわらず、企業は、政府の支援策を時には利用しながら、何百万人も雇を維持してきた。これらの労働者は現在短時間労働だったり、部分的に失業状態だったり、あるいは非自発的パートタイマーであったりする。もし、企業の成長が芳しくなかったり、政府が支援策を中止したり、あるいは経済の回復力が十分に強いものでないとしたら、これらの労働者は失業するおそれがある。

従来雇用の維持と新規雇用についての意志決定にはタイム・ラグがあるため、景気回復の第 1 段階ではほとんど雇用は創出されないであろう。一人当たり GDP が高い国々では、雇用は 2013 年までに危機発生前の水準にまで回復することはないであろう。新興発展途上国では、2010 年から回復し始める可能性があるが、2011 年までに危機前の水準に戻ることはないであろう。

第二に、さらに基本的なことであるが、雇用危機に陥ると、長期にわたって消極的な社会的経済的影響を受けるリスクがあり、これは重大なことである。本報告書の推定で、およそ 4,300 万人の労働者が労働市場から排除される危険がある。なぜなら、適切なプログラムが実行されなければ、あるいは既存のプログラムが段階的に廃止されると、多くの人たちが長期の雇用喪失に陥るか、完全に労働市場から離脱する可能

性があるからである。過去の経済危機の経験を踏まえると、特にリスクが深刻なのが低技術者や移民、そして高齢の労働者である。若者や女性も含め、新規就職者は雇用を確保することが非常に困難であろう。さらに労働市場に参入していない労働年齢の人々の割合が、すでに増加しはじめている。発展途上国では、質の高い雇用が失われているため、影響を受ける労働者はインフォーマル経済に移動するだろう。

社会保障制度の差異によって、該当する労働者やその家族の苦境はさらに悪化する。データの入手が可能であった国の3分の2において、失業給付制度がない。非正規雇用労働者と自営業者に対するなんらかの社会保障を提供しているのは、発展途上国のうちわずか3分の1のみである。このように、いたるところで雇用不安を認識することが増えている。

景気回復をおびやかす

また、長期失業の可能性は、自信を喪失させ、消費と投資決定にも影響を及ぼす。その結果、景気回復自体にも大きな脅威となる。また、雇用不安を認識すると、賃金をさらに押し下げの力が働き、総需要が低下するリスクが高まるだろう。

つまり、雇用危機が続く限り、景気回復は脆弱で、不十分なままであろう。

したがって、刺激策を未熟の段階でやめることは非生産的であり、長期的に見ると高くつく

そのため、未熟の段階で、あるいはあまりよく練られていない出口対策を講じることを回避することが重要である。公的債務額は、金融システムの救済と財政刺激対策の両方を反映して、かなり膨らんでしまった。したがって、政府と社会的共同事業者は、持続不可能な財政目標の悪化を避ける一方で、雇用危機にも取り組まなければならないという二つの難問に直面している。しかし、本報告書によると、今不完全な形の支出削減策を行うと、これまでの刺激策のおかげで救われたがまだ危機に瀕している既存の雇用の多くが打撃を受けるであろう。また、このような早期出口対策を講じると、雇用回復が遅れ、長期間の雇用喪失、労働市場からの離脱、非正規雇用化のリスクが高まるであろう。

重要なことだが、排除された人々を生産的雇用に戻すことは、過去の危機の経験からいって非常に困難であるし、国庫にとって法外なコストがかかることがわかっている。したがって、今予防的措置をとることは、長期的に見て費用対効果が高いであろう。雇用関連の対策を強化するために必要な支出により、公的債務額は一時的に影響を受けるであろう。しかし、このような政策は企業と労働者のニーズ、すなわち実体経済に対して効果的に働くであろう。実際、雇用増加から経済活動が活発になると、中期的には危機前の負債水準に戻るであろう。

第一に、グローバルジョブ協定で強調されているように、景気回復を促進するために引き続き雇用中心の刺激策を行う必要がある

本報告書によると、ILO グローバルジョブ協定で奨励されているように、雇用問題に重点を置いて、引き続き金融刺激策を行うならば、早期出口対策を講じる時と比べ

て、7%雇用が増加する。さらに、短期的には国の財政支出は増加するが、中期的には雇用と生産高における利益が増大する可能性があり、公的債務額は危機前の水準に戻るであろう。

ILO グローバルジョブ協定の原則に沿って焦点を絞った政策が効果的だという証拠がある。たとえば、オーストラリア、ブラジル、ドイツ、ヨルダン、韓国は、グローバルジョブ協定と一貫した対策を講じ、成功している。(i) 雇用、社会保障、そして技能に焦点を置いた危機対策を行う。(ii) 賃金の大幅な下落や労働基準の格下げといった非生産的な対策を避ける。(iii) 危機対策の計画と社会的容認度を改善するために、社会的な対話の潜在的役割を活用する。重要なことだが、これらの国々のほとんどは迅速かつ焦点を明確にしながら政策を講じており、このことが費用対効果が高かった理由である。

第二に金融システムの改革は景気回復を持続可能なものにさせる

金融危機の根本原因に対処しない限り、雇用中心の危機対策の効果は制約されるであろう。金融機関に対する救済策は、危機が勃発した国々で空前の水準に達した。その対策案は納税者と失業者にとってお金がかかる。したがって、危機が起こる前に横行していた金融上の運用と無責任なリスクの引き受けに終止符を打つことが不可欠である。

これは厄介な問題である。金融部門は妥当だとされる境界線を越えて大きくなっており、その金融上の運用は非金融経済にまで蔓延してしまっている(第2章)。今日の利益は明日の投資となり、雇用増加につながると長い間言われてきた。しかし、現実にはそうした約束通りには行かなかった。

巨額の利益が金融部門に生じた。全企業収益の中で金融部門が占める割合は、金融危機前には42%に達していたが、これは1980年代初頭の約25%から大幅に増加している。そして、非金融企業の利益は、实体经济に投資するよりもむしろ、配当金を支払うために行われている。2000年代には、先進国の非金融企業の利益のうち、物的生産力に投資した割合は40%を下回り、これは1980年代初頭と比べて8%ポイント低い。

より多く、かつより良い財務収益を求める圧力がますます高まり、このことは实体经济における賃金や雇用の安定性に逆効果であった。GDPに占める賃金の下落は世界中で見られたが、これはリスクの高い金融上の運用がより広く横行していた国で一層顕著であった。

残念ながら、本報告書に書いてあるように、金融改革を実行するペースは遅い。確かに金融業界は、行動規範の採用やその他の拘束力のない対策を通じて、慣行を改めようとさまざまな策を講じてきた。新しい規則によって、金融業界が他の場所に押しやられるのではないかと懸念をもつ国がある。全体的な印象としては、すぐに行動をおこさなければ、いつものビジネスがはびこるであろう。そのような改革が実施されていない状況では、景気回復が始まるとすぐに、金融危機を引き起こした運用がまた始まるであろう。こうなると、労働の世界にすでに存在する弱さがさらに悪化し、一方で将来また危機がおこるリスクが高まるであろう。

危機をチャンスと捉え、より公正なグローバル化の実現を目指す

グローバルジョブ協定は、迅速な経済回復を促す政策を作ることにとどまらない。それは公正で持続可能なグローバル化を形作る枠組みを設定する。昨年の「世界労働レポート (World of Work Report)」が示したように、データが存在する国の3分の2に、賃金格差が広がった。これが金融危機の主な誘導的な要因であった。相対所得が停滞するという見通しや無責任な金融の運用に直面し、低所得世帯は各々の投資計画を実行するためにますます借金に依存するようになった。

この分析に対する第一歩として、本報告書は既存の国際貿易協定がどのように社会問題に取り組んでいるのかについて調査している (第3章)。そこで分かったことは、2005年以降に締結された二国間あるいは地域間貿易協定のうち30%超が労働条項を含んでいるが、それは1995年には4%しかなかったということである。このような労働条項がより公正なグローバル化の実現に対して実際に有効かどうかについては、さらなる調査が必要である。

そして環境のためにより持続可能なものにする

環境に投資すれば新しい雇用創出につながる可能性がある。例えば、もしCO₂排出に現在国際的に考えられている値に近い水準で課税し、その結果生じる歳入が労働に関する課税の削減に当てられたとしたら、2014年までに雇用は0.5%増加するであろう。これは、世界経済全体では1,430万人超の正規新規雇用に相当する(第4章)。しかし、これらの雇用は自動的に生まれるのではない。実際、全雇用のうち約38%が高炭素集約セクターにおいてである。したがって、新しく雇用を創出するために、労働市場の変化や技術を支援するプログラムが必要となる。環境政策はディーセント・ワーク (訳注:労働者のために一定の水準を備えた仕事) 政策と連携しながら実施されなければならない。

金融危機の根底にある広範囲な諸問題に対処するために行動をおこすことは、持続可能で、より公正なグローバル経済の実現に貢献するであろう。

目次

論説

v

1. 世界的な雇用危機：そのパターンと中期的なシナリオ ……………	1
主たる調査結果……………	1
序論……………	2
A. 労働と社会に対する直接的影響……………	3
B. 長期の低就業状態と限りある社会保障のリスク……………	12
C. 今後の対応策……………	19
付録 A. 経済危機が労働市場に及ぼした影響：過去の経験……………	35
付録 B. 金融危機が雇用に及ぼす影響：実証的分析……………	39
参考文献……………	43
2. 実体経済に有用な金融システム：政策にとっての課題 ……………	47
主たる調査結果……………	47
序論……………	48
A. 非金融部門に対する金融部門の成長……………	49
B. 非金融経済の金融化：その傾向と社会的影響……………	52
C. 金融化は企業や雇用にとって不安定要因となった。これをレバレッジド・ バイ・アウトで検証する……………	56
結論……………	61
参考文献……………	63
3. バランスを取り戻すグローバル化：既存の国際貿易協定と 開発金融政策における労働条項の役割 ……………	67
主たる調査結果……………	67
序論……………	68
A. 貿易協定における労働条項：現況と傾向……………	68
B. 国際開発金融……………	85
結論……………	95
参考文献……………	97

環境保護政策と雇用：二重の配当？ ……………	101
主たる調査結果……………	101
序論……………	102
A. 雇用問題：高炭素集約セクターにおける雇用の評価……………	102
B. 雇用の可能性：雇用に及ぼす環境保護政策の効果を予測する……………	104
結論……………	110
付録 A. 高炭素集約セクターの規模を評価する……………	112
付録 B. 環境保護政策の配分的効果について、精選された実証的結果……………	115
付録 C. 9カ国における環境保護政策の雇用効果を評価する：ベクトル自己回帰法……………	116
参考文献……………	118
国際労働問題研究所の出版物	120

図、表、およびボックス目次

一 図

Chapter 1

図 1.1 主要国における危機勃発以降の雇用喪失（100万単位、グループ別）……………	4
図 1.2 就労者一人当たりの平均労働時間の変化（％，2009年第2四半期-2008年第2四半期）……………	5
図 1.3 主要国の総雇用におけるパートタイム雇用の発生率の変化（％，2009年第2四半期-2008年第2四半期）……………	5
図 1.4 雇用とGDPに対する現在と過去の危機の影響（％）……………	6
図 1.5 EU15カ国とその他OECD諸国における、過去の景気後退の際の長期失業（LTU）者の水準と変化（完全失業者に対する割合）……………	8
図 1.6 主要なOECD諸国の就労参加率の％ポイント変化 2009年第3四半期-2008年第4四半期……………	9
図 1.7 主要国の求職意欲喪失労働者 2008年第2四半期-2009年第2四半期（2008年第2四半期を100とする）……………	10
図 1.8 2007-14年 国のグループ分けによる危機前の雇用水準にまで回復する期間……………	14
図 1.9 一人当たりGDPの高い主要な国での雇用見通し——2000年から2014年（危機発生前の水準を100とする）……………	15
図 1.10 一人当たりGDPの中程度の主要な国での雇用見通し——2007年から2013年（危機発生以前の水準を100とする）……………	15
図 1.11 失業給付金を受け取っていない失業者の％（調査年はさまざま）……………	16
図 1.12 2009年現在における、非正規賃金労働者と自営業労働者のための社会保障制度を設営している国の割合（地域別，％）……………	18
図 1.13 2010年 主要国の財政状況（赤字と負債）……………	21
図 1.14 ベースライン（不介入の場合）と比べて、さまざまな公共支出のシナリオについての雇用効果（％）……………	21
図 1.15 オーストラリアの労働市場回復……………	25
図 1.16 ブラジルの経済、労働市場の回復，2007-2009年……………	28
図 1.17 就労許可をもたない労働者の全雇用数に対する割合，2008-09……………	28
図 1.18 雇用喪失と Kurzarbeit 受給者——ドイツ，2008年1月-2009年6月（単位：千人）……………	30
図 1.19 ヨルダンにおける四半期ごとの失業率，2008-09（％）……………	31
図 1.20 韓国における労働市場の回復（2008-09）……………	32
図 1.21 所得不均衡が世界的規模で増加している（ジニ係数，指標：1980s=100）……………	34
図 A.1.1 危機発生後に労働市場の回復に必要なとされた時間……………	36

図 A1.2 主要国において、賃金が危機発生前の水準に回復するまでに要した時間、 危機のエピソード別	38
---	----

Chapter 2

図 2.1 1990-2005 年、先進経済国における金融部門の利益率の上昇	50
図 2.2 1987-2007、アメリカにおける金融企業・非金融企業間の実質賃金格差	51
図 2.3 2008 年トップビジネススクール卒業生の職業選択	51
図 2.4 先進経済国の GDP に占める投資の減少（1980 年から 2006 年）	55
図 2.5 先進経済国の金融化と賃金シェア（1989-2005 年、賃金シェアの%変化）	56
図 2.6 先進経済国の金融化と労働組合化（1989-2005 年、利益に占める金融 シェアの変化%）	56
図 2.7 世界の LBO 活動の規模と成長（全 LBO（3.6 兆ドル）に占める割合）	57
図 2.8 新興発展途上経済国の LBO（1970-2007 年）	57
図 2.9 儲けて逃げる（株式を保有している会社での、投資家の平均的な株式保有期間、 月単位、1970-2007 年）	58

Chapter 3

図 3.1 労働条項をもつ貿易協定の増加傾向	79
図 3.2 1995 年～2009 年に発効した貿易協定の総数に対して労働条項をもつ 貿易協定の割合（%）	80

Chapter 4

図 4.1 GDP と CO2 排出量の世界的な傾向（1990 年からの成長率）	103
図 4.2 巧みに立案された環境政策は雇用を押し上げる（正味雇用の変化、 単位 100 万、5 年以内）	108

— 表 —

Chapter 1

表 1.1 アジア危機における総就業率と回復に要した年数	11
表 1.2 主要国における危機時の非正規雇用の増加	11
表 1.3 ラテンアメリカとカリブ海沿岸諸国における社会保障付与率（都市部の賃金のみ）	19
表 B1.1 回帰分析に使われた変数の定義と出所	40
表 B1.2 回帰結果 1, 2	41
表 B1.3 別の推定値 1, 2	42

Chapter 2

表 2.1 営業利益に占める投資の割合%（1980 年代から 2000 年代）	54
表 2.2 先進経済国の金融業界改革の現況	62

Chapter 3

表 3.1 EU GSP における労働条項の進化（1995 年-2002 年）	71
表 3.2 米国貿易協定における労働条項の進化（1994 年-2009 年）	73
表 3.3 1997 年-2009 年 カナダ貿易協定（NAALC/NAFTA を除く）における 労働条項の進化	74
表 3.4 アフリカの貿易協定における労働条項	75
表 3.5 アジア諸国・地域が締結した貿易協定における労働条項	75
表 3.6 EU の貿易協定における労働条項のさまざまな種類	77
表 3.7 ラテンアメリカとカリブ海地域貿易協定における労働条項	78
表 3.8 ラテンアメリカ諸国・地域が締結した二国間貿易協定における労働条項	78
表 3.9 労働条項をもつ貿易協定の発生	79

表 3.10	2008 年、受益国からの総輸入量に対して労働条項がカバーする輸入品の輸入量	81
表 3.11	1985 年 -2007 年に US GSP の労働条項に基づく申し立て	82
表 3.12	IFC パフォーマンス基準 2 における労働条項の概観	88
表 3.13	主な DFI の業務政策における労働条項	90
表 3.14	2006 年 7 月 -2009 年 8 月の間に労働組合が IFC に申し立てたパフォーマンス基準違反に対する仲裁付託	93

Chapter 4

表 4.1	高炭素集約産業における雇用（2005 年）	104
表 4.2	9 カ国における、環境保護政策が雇用に及ぼす影響の予測（環境保護政策の適用後 5 年間の雇用の変化率）	107
表 4.3	雇用助成金を備えた環境保護政策の雇用効果：異なる研究からの結果	109
表 A4.1	CO ₂ 排出強度による産業の分類	113

— ボックス —

Chapter 1

ボックス 1.1	雇用見通し：方法論的考察	13
----------	--------------	----

Chapter 2

ボックス 2.1	配当による資本再構成——実体経済と雇用にとっては危険な運用	60
----------	-------------------------------	----

Chapter 3

ボックス 3.1	アメリカ - カンボジア間繊維協定：積極的な刺激策を行った経験	85
ボックス 3.2	間接的な DFI 投資における労働条項の実施	92

Chapter 4

ボックス 4.1	炭素税とキャップ・アンド・トレード制度	105
ボックス 4.2	低額の労働税と組み合わせた環境保護政策の雇用効果：3 つの研究の成果	110